

別表第1号様式

文 書 番 号  
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

補助事業者名 (記名押印又は署名)

平成 年度産業教育振興費国庫補助金交付申請書  
産業教育振興法の規定に基づき、下記により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円  
2 交付申請額の内訳

区	分	補助対象経費	交付申請額
公立学校施設整備費補助金(高等学校産業教育施設整備費)		円	円
学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育設備整備費)		円	円
私立高等学校施設整備費補助金(私立高等学校産業教育施設整備費)		円	円
計		円	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書  
(2) 収支予算書

(注) 1 この様式は、各学校法人及び各都道府県ごとに作成し、単年度事業と国庫債務負担行為事業は別葉とする。  
2 添付書類のうち「事業計画書」については、次のとおりとする。

この様式は、第1表「経費の配分と補助金の区分」及び第2表「事業計画」から成る。第2表「事業計画」は(その1)から(その9)までそれぞれに区分し、第1表「経費の配分と補助金の区分」の「区分」欄に記入した区分の順に従って編集する。

第1表 経費の配分と補助金の区分

補助金の区分	区分	補助事業に要する金			設置者負担金
		額	国庫補助金	円	
公立学校施設整備費補助金 (高等学校産業教育施設整備費)	一般施設	円	円	円	
	その他				
	工事費の計				
	工事事務費				
	農場施設整備				
	特別装				
	実習				
	船				
	合計				
	学校教育設備整備費等補助金 (高等学校産業教育施設整備費)	基準設備			
共同製作設備材料					
設備更新					
その他					
合計					

補助金の区分	区分	補助事業に要する経費		
		額	国庫補助金	設置者負担金
	一般施設	円	円	円
	その他			
	工事費の計			
	工事業務費			
	事業主体事務費			
	都道府県工事事務費			
	特別装置			
	合計			

(私立高等学校産業教育施設整備費)  
 学校施設整備費補助金

- (注) 1 「国庫補助金」の額は、1,000円未満の端数を切り捨てる。  
 2 「区分」欄に掲げる事項は、補助の対象とする事項のみとし、該当事項以外の事項及び欄を除外して本表を作成する。  
 3 「区分」欄に掲げる「その他」欄については、交付要綱に定める補助事業ごとに記入し、「区分」欄には該当する補助事業名を記入する。

第2表 事業計画(その1)

補助金の区分		学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育設備整備費)									
区分											
学校(施設)名	履習教科名又は専攻科名	履単位	習位数	基準金額	整備計画額	国庫金	補助額	設置者負担額	整備後現有金額	整備後投資金額	
				円	円	円	円	円	円	円	
	計										

- (注) 1 この事業計画は、基準設備、普通科等産業教育設備、普通科等家庭科、専攻科、産業教育共同利用施設及び農業経営者育成高等学校拡充整備の別に作成する。
- 2 「区分」欄は、上記1に掲げる該事業の名称を記入する。
- 3 「学校(施設)名」欄は、次により記入する。
- (1) 当該年度の4月1日現在設置されている高等学校等については、その名称を記入する。
- (2) 当該年度の翌年度に新設する学校等については、[ ]書きで学校等名(学校等名が仮称の場合は「仮称」と付す。)を記入する。
- 4 「履習教科名又は専攻科名」欄は、普通科等産業教育設備または専攻科の場合のみ記入し、普通科等産業教育設備の場合においては、別に定めるところの教科の名称を記入する。
- また、専攻科の場合においては、農業、工業、商業、水産、家庭、看護の各専攻科名のほか、さらに複数の学科を設置する場合はその名称を記入する。
- 5 「履習単位数」欄は、普通科等産業教育設備または普通科等家庭科の場合においてのみ、別に定めるところの単位数を記入する。
- 6 「基準金額」欄は、交付要綱に定める基準金額(基準設備及び専攻科の場合は補正後のもの)を記入する。
- 7 「整備計画額」欄は、本申請における国庫補助対象事業費を記入する。
- 8 「国庫補助金額」欄は、「整備計画額」に対する補助金額を記入する。
- 9 「設置者負担金額」欄は、「整備計画額」に対する設置者の負担金額を記入する。
- 10 「整備後現有金額」欄及び「整備後投資金額」欄は、当該年度の前年度までの現有金額又は投資金額と本申請における「整備計画額」との合計額(該事業に係る特別装置を同時に整備する場合は、それに係る整備計画額を含む)を記入する。

第2表 事業計画(その2)

補助金の区分	学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育設備整備費)
--------	------------------------------

区分	共同製作設備材料
----	----------

学校名	製作する設備の合計数量	整備計画額	国庫補助金額	設置者負担金額
		円	円	円
計				

- (注) 1 この事業計画は、共同製作設備材料に係るものについて作成する。  
 2 「製作する設備の合計数量」欄は、当該高等学校において製作する設備の合計数を記入する。  
 3 「整備計画額」欄は、当該高等学校において製作する共同製作設備の材料の購入に要する経費の総額を記入する。  
 4 「国庫補助金額」の欄は、共同製作設備ごとに算定した国庫補助金の額の学校ごとの総額を記入する。  
 5 「設置者負担金額」欄は、「整備計画額」に対する設置者の負担金額を記入する。

第2表 事業計画(その3)

補助金の区分		学校教育設備整備補助金(高等学校産業教育設備整備費)					
区分	設備	更新	新	更新計画額	国庫補助金額	設置者負担金額	
学校(施設)	名	更新	計画額	国庫補助金額	設置者負担金額	円	
			円	円		円	
	計						

- (注) 1 この事業計画は、設備更新に係るものについて作成する。  
 2 「更新計画額」欄は、本申請における国庫補助対象事業費を記入する。  
 3 「国庫補助金額」欄は、「更新計画額」に対する補助金額を記入する。  
 4 「設置者負担金額」欄は、「更新計画額」に対する設置者の負担金額を記入する。

第2表 事業計画(その4)

補助金の区分	公立学校施設整備費補助金(高等学校産業教育施設整備費)又は、私立学校施設整備費補助金(私立高等学校産業教育施設整備費)
--------	---

区分	
----	--

学校(施設)名	
専攻科名	
履習単位数	単位
基準面積	m <sup>2</sup>
整備計画面積	m <sup>2</sup>
整備後現有面積	m <sup>2</sup>
整備後投資面積	m <sup>2</sup>
整備計画実習室名	

実績報告時記入欄	
国庫補助対象事業に 対する支払額	( 年 月 日) 円
全体事業に 対する支払額	( 年 月 日) 円

区分	工事区分	構造	全体事業計画		国庫補助対象事業計画		工事契約年月日	工事着工年月日	工事完了年月日
			工事面積 〔延べ面積〕 (A)	工事費 (B)	所要工事 面積 〔延べ面積〕	工事単価 (B/A)			
産業教育の ための実 施			m <sup>2</sup>	円	m <sup>2</sup>	円			
	計								



- (2) 当該年度の翌年度に新設する学校等については、〔 〕書きで学校等名(学校等名が仮称の場合は「仮称」と付す。)を記入する。
- 4 「専攻科名」欄は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護の各専攻科名のほか、さらに複数の学科を設置する場合はその名称を記入する。
- 5 「履習単位数」欄は、普通科等家庭科の場合においてのみ、別に定めるところの単位数を記入する。
- 6 「基準面積」欄は、交付要綱に定める基準面積(一般施設及び専攻科の場合は補正後のもの)を記入する。
- 7 「整備計画面積」欄は、本申請における国庫補助対象事業面積を記入する。
- 8 「整備後現有面積」欄及び「整備後投資面積」欄は、当該年度の前年度までの現有面積又は投資面積と本申請における「整備計画面積」との和を記入する。
- 9 「整備計画実習室名」欄には、今回補助対象事業として計画した実習施設名を全て記入する。
- 10 「区分欄」に掲げる各欄は、次により記入する。
  - (1) 「産業教育のための実験実習施設」欄は、当該年度建築に係る産業教育のための実験実習施設に関する所要事項を工事区分別、構造別に「全体事業計画」欄と「国庫補助事業計画」欄にそれぞれ記入する。
  - (2) 「付帯施設」欄は、産業教育のための実験実習施設の付帯施設に関する所要事項を上記(1)と同様に記入する。
  - (3) 「その他の施設」欄は、上記(1)及び(2)以外の施設を工事区分別、構造別に「全体事業計画」欄に記入する。
- 11 「工事区分」欄は、新築、増築、又は修理の別を記入する。
- 12 「全体事業計画」欄は、当該年度に国庫補助事業の施設と併せて施行する施設の全体事業計画を次により記入する。
  - (1) 「工事費」欄は、全体事業に係る工事費を記入する。
  - (2) 「補助対象工事費(B)」欄は、「産業教育振興費国庫補助金交付要綱」に定められている補助の対象となる工事費を記入する。
- 13 「国庫補助対象事業計画」欄は、「全体事業計画」欄に記入したもののうち、国庫補助対象事業とする施設の工事面積、工事単価及び工事費を記入する。
- 14 「工事契約年月日」、「工事着工年月日」及び「工事完了年月日」の各欄は、それぞれ予定の年月日を記入する。
- 15 「実績報告時記入欄」は、交付申請時には記入しない。

第2表 事業計画(その5)

補助金の区分		公立学校施設整備補助金(高等学校産業教育施設整備費)							
区分	工事	事務費							
区	分	費	目	金	額	内	訳	国庫補助金額	設置者負担金額
事業	主体	費		円				円	
事務	費								
小			計						
教育	委員	会							
事務	費								
小			計						
			計						

(注) 「内訳」欄は、各費目ごとにその用途を簡明に記入する。

第2表 事業計画(その6)

補助金の区分 公立学校施設整備補助金(高等学校産業教育施設整備費)

区分 農場施設整備

設置校名	
学科名	

実績報告時記入欄	
国庫補助対象事業に 対する支払額	( 年 月 日) 円
全体事業に 対する支払額	( 年 月 日) 円

工事の種類	全体事業等		30a当たり 単価 (B/A×30a)	国庫補助 積額 (A)	30a当たり 単価 (D)	所要工事積 額 (C)	30a当たり 単価 (D)	所要工事費 (C÷30a×D)	工約 年月日	工事 着工 年月日	工事 完了 年月日
	工事 積額 (B)	補助 対 象 工 事 費 (B)									
区画整理	a	円	円		a	円	円	円			
水路											
道路											
客土											
計											
国庫補助金額											
設置者負担金額											

- (注) 1 この事業計画は、「農場施設整備」について学校別に作成する。  
 2 「設置学科名」欄は、当該高等学校に設置されている農業に関する学科をすべて記入する。  
 3 「全体事業計画」欄及び「国庫補助対象事業計画」欄の「30a当たり単価」欄は、道路又は水路のみの工事を行う場合にあつては幅員にかかわらず道路110m、水路220mをもって「30a当たり」として算出し、それぞれの「工事の種類」欄の該当欄に記入し、区画整理、道路及び水路等を併せて工事を行う場合にあつては当該全部の地籍により「30a当たり単価」を算出し、「区画整理」欄に記入する。  
 4 その他の記入については、「第2表 事業計画(その4)」の(注)に準ずる。

第2表 事業計画(その7)

補助金の区分	公立学校施設整備費補助金(高等学校産業教育施設整備費)又は、私立学校施設整備費補助金(私立高等学校産業教育施設整備費)
--------	---

区分	特別装置
----	------

学校(施設)名	装置名	基準金額	整備計画額	国庫補助額	設置者負担(補助)額	整備後現有金額	整備後投資金額
		円	円	円	円	円	円
合計							

- (注) 1 この事業計画は、「特別装置」について作成する。  
 2 「装置名」欄は、特別装置の名称を記入する。  
 3 その他の欄は、「第2表 事業計画(その1)」の(注)6～10に準ずる。

第2表 事業計画(その8)

補助金の区分	公立学校施設整備費補助金(高等学校産業教育施設整備費)
--------	-----------------------------

区分	実習船
----	-----

使用学校名	
-------	--

実績報告時記入欄	
国庫補助対象事業に 対する支払額	( 年 月 日) 円
全体事業に 対する支払額	( 年 月 日) 円

実習船	構造	全体事業計画		国庫補助対象事業計画			工契約 年月日	工事着 年月日	工事成 完年月日
		工事量 (総トン数)	工事費	実際工事 単(トン当り)	所要工事量	工事単価 (トン当り)			
		トン	円	円	トン	円	円		

(注) この事業計画は、「実習船」について作成する。

第2表 事業計画(その9)

補助金の区分	私立学校施設整備費補助金(私立高等学校産業教育施設整備費)
--------	-------------------------------

区分	工事	事務	費
----	----	----	---

区	分	費	目	金	額	内	訳
					円		

(注) 1 この事業計画は、「事業主体事務費」及び「都道府県工事事務費」の別に作成する。

2 「区分」欄は、上記1に掲げる該当事項の名称を記入する。

3 「内訳」欄は、各項目ごとにその用途を簡明に記入する。

## 2 収支予算書

収支予算書は、設置者において予算書に計上されたものとするが、関係部分の抜粋でもよい。(設置者が学校法人の場合は、資金収支予算書及び資金収支内訳表を添付する。)ただし、歳入については、国庫補助金の外、設置者負担金の財源を明らかにしたものであること。

なお、当該補助金にかかる予算が未議決の場合には、確約書をもってこれにあてるものとするが、議決後において予算書の写を提出すること。